

薬 第 2 9 5 号  
令和 3 年 6 月 2 5 日

一般社団法人島根県薬剤師会長 様

島 根 県 健 康 福 祉 部 長  
( 薬 事 衛 生 課 )  
〔 公 印 省 略 〕

令和 3 年度登録販売者試験の実施について

本県の薬務行政の推進につきまして、平素から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添（写し）のとおり公告しましたので、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、試験願書については、平成 30 年度から島根県健康福祉部薬事衛生課において受付を行っておりますのでご留意願います。

薬事・営業指導グループ 担当：前川  
電話：0852-22-6529 Fax：0852-22-6041

## 令和3年度登録販売者試験の実施（薬事衛生課）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、令和3年度登録販売者試験を次のとおり実施するので、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第159条の4第2項及び登録販売者試験規程（平成20年島根県告示第276号）第6条の規定により公告する。

令和3年6月25日

島根県知事 丸山 達也

## 1 試験日時

令和3年11月9日（火）午前10時から午後3時30分まで

## 2 試験場所

松江市内

試験の実施場所は、別途知事が定め、令和3年9月29日（水）までに受験者に通知する。

## 3 試験の実施方法

筆記試験とし、次の事項について行う。

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度
- (5) 医薬品の適正使用と安全対策

## 4 試験願書の請求等

- (1) 島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（〒690-8501松江市殿町1番地）に請求すること。郵送する場合は、封筒の表に「登録販売者試験願書請求」と朱書き、84円に相当する額の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（定形郵便物として取り扱われるものに限る。）を同封すること。
- (2) (1)による場合のほか、島根県ホームページから印刷することによっても入手することができる。

## 5 提出書類

- (1) 試験願書（登録販売者試験規程様式第1号によること。）1通
- (2) 写真（出願前6月以内に撮影した正面上半身、脱帽、縦4.5センチメートル、横3.5センチメートル、裏面に氏名を記載したもの）を、受験票（登録販売者試験規程様式第3号によること。）に貼り付け、氏名及び撮影年月日を記載したものの1通

## 6 受験手数料

14,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書に貼り納めること。ただし、証紙の購入が困難である場合は、株式会社ゆうちょ銀行発行の普通為替証書又は定額小為替証書により納めることができること。この場合、証書の受取人欄には、記載しないこと。

なお、納付された受験手数料は、原則として返還しない。

## 7 試験願書の受付期間

令和3年8月2日（月）から同月17日（火）まで

なお、郵送の場合は簡易書留によることとし、8月17日（火）までの消印のあるもの限り受け付ける。

## 8 試験願書の提出先

島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループに提出すること。

## 9 合格者の発表

令和3年12月17日（金）に島根県ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格証を交付す

る。

10 その他

- (1) この試験についての問合せは、島根県健康福祉部薬事衛生課薬事・営業指導グループ（電話0852-22-6529）にすること。
- (2) 障がいのある者等で受験時の支援を希望する場合は、相談に応ずるので、受験願書提出時に申し出ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、試験日時を変更し、又は試験を中止する場合があること。